



いちのみやの環境

【概要版】



2025年度

一宮市 環境部 環境保全課

－ 目次 －

第1章	環境保全課の概要	1
第2章	公害対策組織	2
第3章	公害苦情の状況	3
第4章	大気汚染	5
第5章	水質汚濁	7
第6章	土壌汚染	10
第7章	騒音・振動	12
第8章	地盤沈下	15
第9章	悪臭	18
第10章	ダイオキシン類	20
第11章	公害防止管理者等	22
第12章	化学物質管理	24
第13章	専用水道、貯水槽水道及び飲用井戸	27

<おことわり>

本文中の「県条例」は、「県民の生活環境の保全等に関する条例（2003年10月1日施行）」、その施行前は、「愛知県公害防止条例（1971年10月1日施行）」を示す。

第1章 環境保全課の概要

「公害」は、環境基本法により、「大気汚染」、「水質汚濁」、「土壌汚染」、「騒音」、「振動」、「地盤沈下」、「悪臭」によって、人の健康又は生活環境に被害が生ずることと定義されており、これら7種類の公害は、「典型7公害」と呼ばれている。

一宮市は「せんいのまち」として発展してきた一方で、公害問題が多く発生していた。これらの公害問題に対応するため、1970年9月、一宮市公害対策協議会が設置された。そして、1973年、公害関係の業務を行う課として公害対策課が企画課から分離独立して新設された。その後、数回の課の分離独立があり、2021年、中核市に移行する際に、環境保全課は公害規制・監視を担当する課として現在に至っている。

1 環境保全課の組織及び人員（2025年3月31日時点）

環境保全課 12名（事務職 5名 技術職 6名 再任用職員 1名）
課長 1名 —— 専任課長 1名 —— 公害規制・監視グループ 10名

2 環境保全課の所掌事務

- （1）大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動及び悪臭による公害対策に関する事務
- （2）ダイオキシン類による環境汚染防止に関する事務
- （3）化学物質の適正管理の促進に関する事務
- （4）公害に係る苦情相談に関する事務
- （5）公害防止の啓発に関する事務
- （6）専用水道、貯水槽水道及び飲用井戸の衛生対策に関する事務
- （7）不快害虫の発生抑制に関する事務

第2章 公害対策組織

市民の健康と快適な生活環境を保全するため、1970年9月28日、一宮市公害対策協議会設置規定に基づき、一宮市公害対策協議会が設置された。この協議会是对策実績を基に協議し、毎年度開催している。

また、公害に関する連絡、協議及び調査研究を行い、具体的な対策を立案するために、1995年12月1日、一宮市公害対策会議要綱に基づき、一宮市公害対策会議が設置された。2024年度まで会議を開催した実績はない。一宮市の公害対策組織は図2のとおりである。

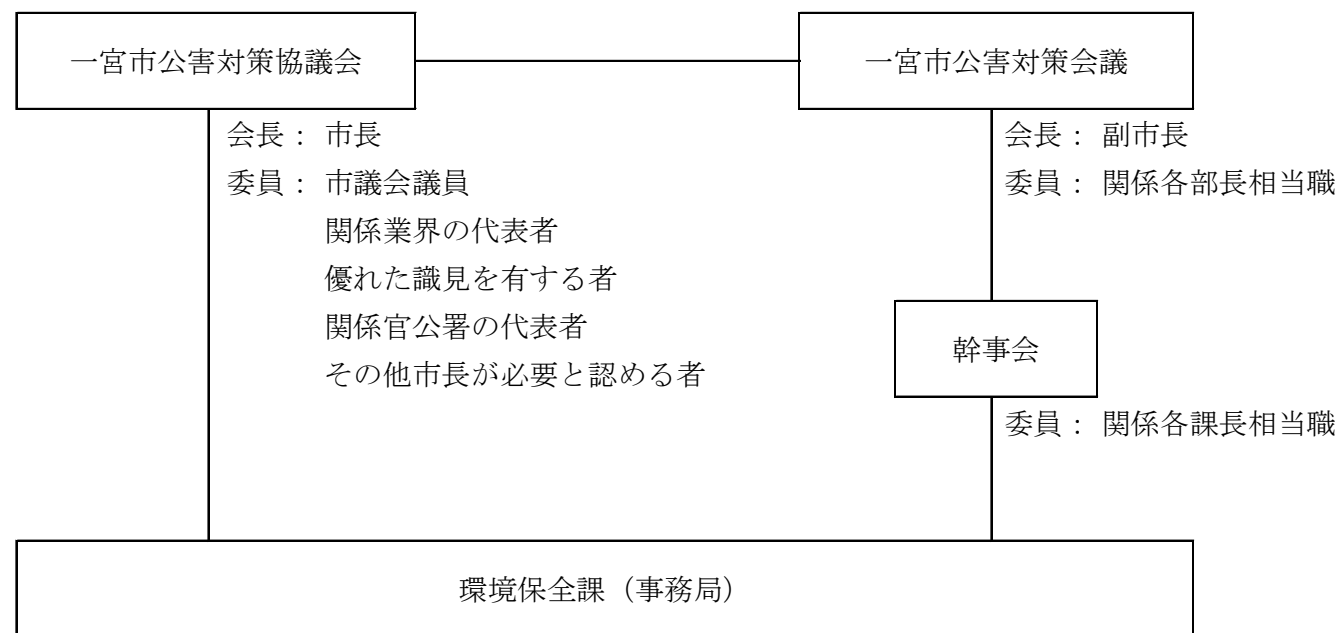


図2 一宮市公害対策組織

第3章 公害苦情の状況

一宮市では公害苦情の相談を受けた場合、状況に応じて現地確認や行政指導を行い、公害苦情の再発防止や解決を図っている。

1 公害苦情対応の状況

2024年度の相談件数は373件で、前年度の410件から37件減少した。

典型7公害の相談件数は、図3-1に示す相談件数373件のうち、黒枠の箇所計219件であり、そのうち騒音が71件と最も多かった。また、典型7公害以外の相談件数は、同図の赤枠で示す箇所の計154件であり、そのうち雑草が123件で最も多く、側溝などから発生する不快害虫のユスリカ関係の相談が25件、その他の相談が6件であった。

過去3年間の相談件数の内訳の比較では、図3-2で示すとおり、いずれの年も雑草が最も多く、続いて騒音、悪臭の順となっている。

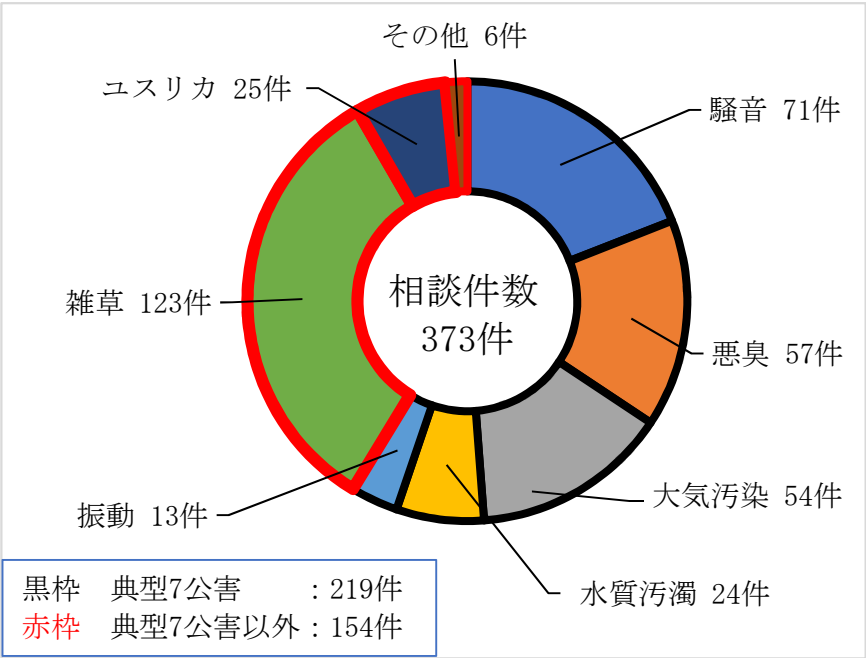


図 3-1 2024 年度の種類別相談件数

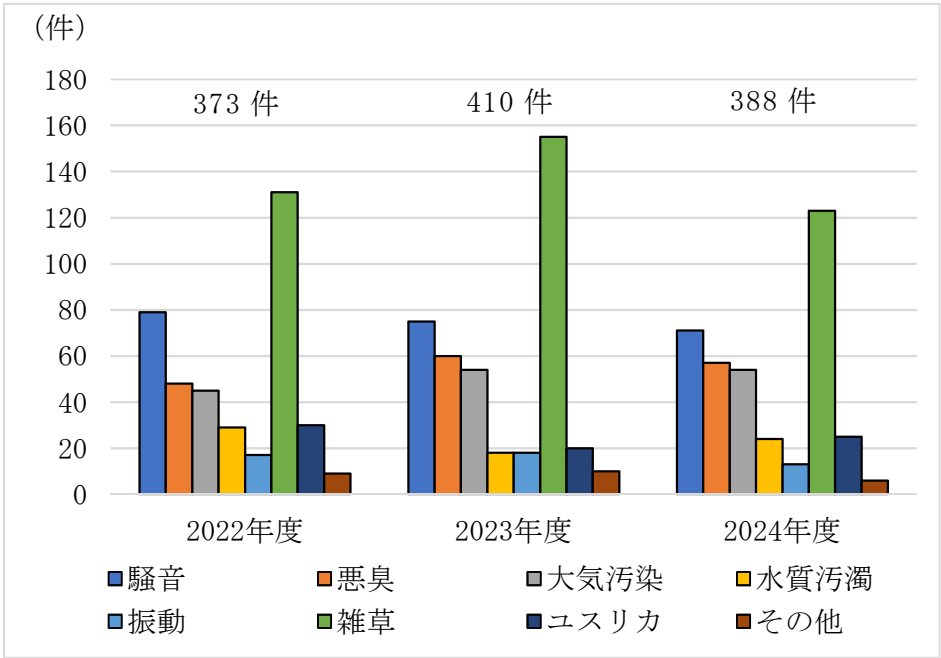


図 3-2 3 年間の種類別の相談件数

2 月別の相談件数

月別の相談件数を図 3-3 に示す。5～10 月頃にかけて相談件数が多くなり、11～3 月頃に少なくなる傾向がある。図のとおり 5～10 月は雑草繁茂の相談件数が多く加算され、その間の件数増加の要因となっている。

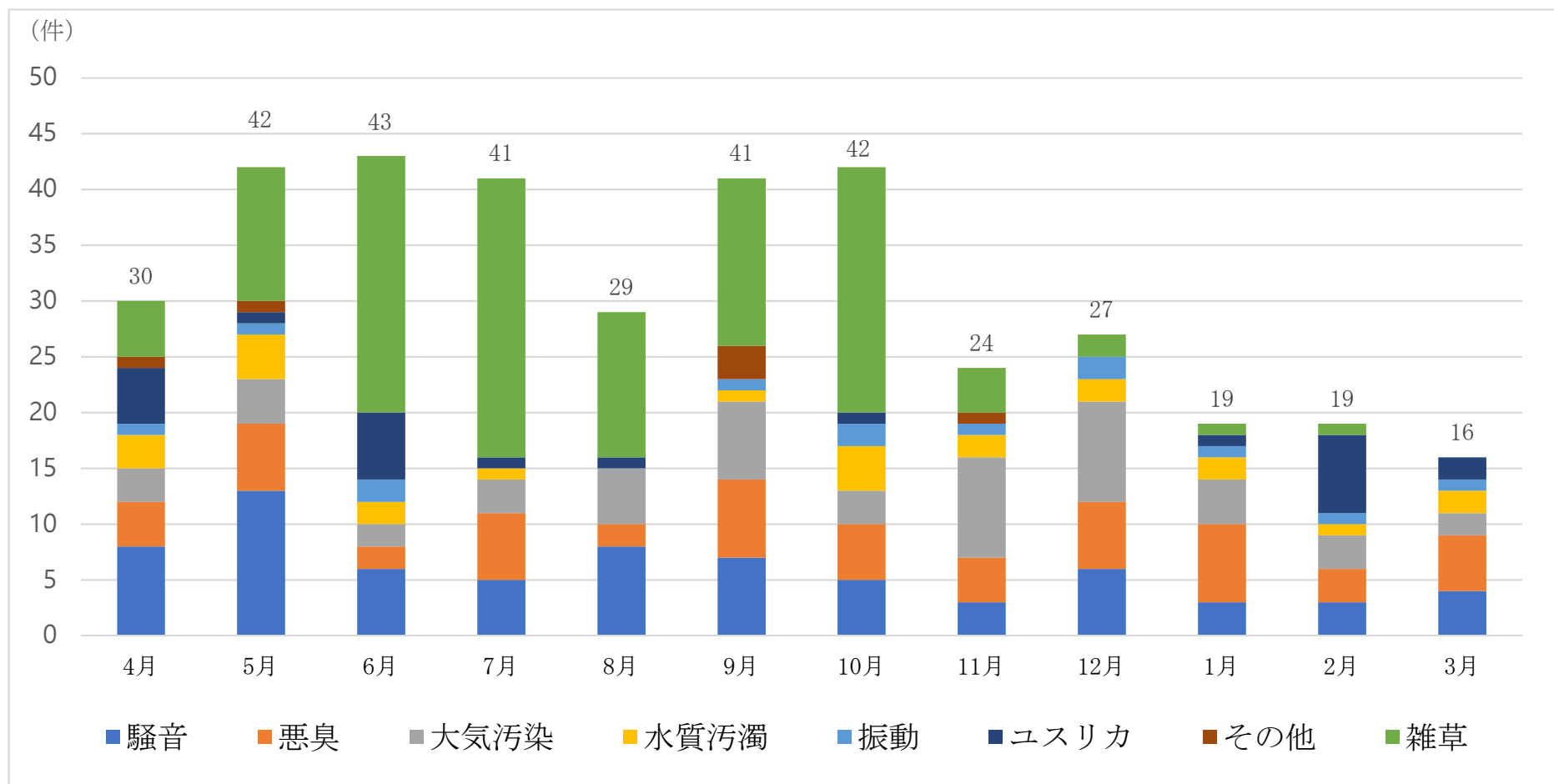


図 3-3 月別の相談件数

第4章 大気汚染

一宮市では、2021年に愛知県から大気汚染防止法の権限の移譲を受け、法規制を受ける工場・事業場への定期的な立入調査を行っている。また、大気測定局では大気汚染物質の測定を行い、大気汚染の監視、確認を行っている。

1 規制対象事業場数及び立入状況

大気汚染防止法と県条例に基づく規制対象事業場数及び立入実績を表4-1に示す。ばい煙発生施設の設置事業場が最も多く、その種類は、ボイラー、ディーゼル機関等である。なお、県条例では大気汚染防止法では設定のない小規模施設に対しても基準が設けられている。

表 4-1 大気関係の規制対象事業場数及び立入実績

	施設の種類	事業場数（件）	前年度増減
	合計	254	-9
大気汚染防止法	小計	141	-8
	ばい煙発生施設	131	-6
	一般粉じん発生施設	6	0
	揮発性有機化合物排出施設	3	0
	水銀排出施設	1	-2
県条例	小計	113	-1
	ばい煙発生施設	58	-1
	粉じん発生施設	24	0
	炭化水素発生施設	31	0

立入を行ったのべ事業場数
74 件
排出ガス検査実施事業場数
11 件
規制基準の超過事業場数
0 件

2 大気汚染の状況

一宮市には、生活空間の大気汚染を調べるための一般測定局である、松降通大気測定局、小信中島大気測定局、木曽川町大気測定局の3局と、自動車排出ガスの汚染を調べるための平島大気測定局の計4局が設置されている。各測定局では、窒素酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質などの常時監視を行っている。表4-2に各測定局における測定項目ごとの環境基準適合状況を示す。

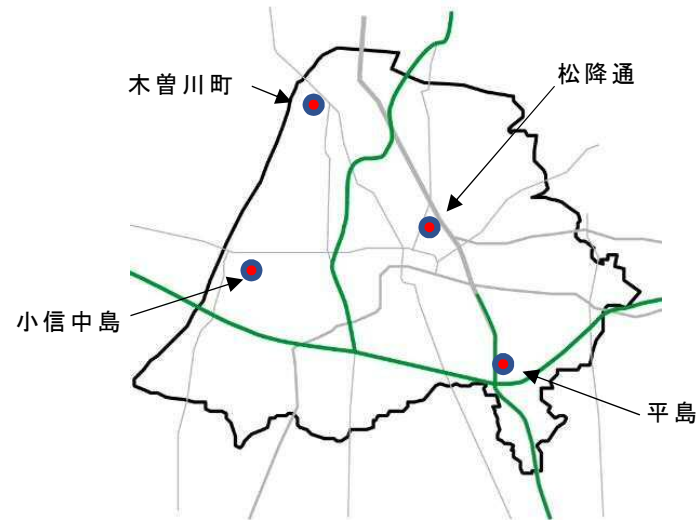


図4 大気測定局位置図

表4-2 各測定局における測定項目ごとの環境基準適合状況

測定項目	松降通	小信中島	木曽川町	平島
二酸化硫黄	適合	—	—	—
窒素酸化物	適合	適合	適合	適合
一酸化炭素	—	—	—	適合
浮遊粒子状物質	適合	適合	適合	適合
光化学オキシダント	不適合	不適合	不適合	不適合
微小粒子状物質	適合	適合	適合	適合

光化学オキシダントの測定結果は基準不適合であったが、全国にある大気測定局のほとんども同じく基準不適合であることが報告されている。この物質は光化学スモッグの原因物質であるが、表4-3に示すとおり、2024年度は一宮市（尾張北西区域）において、光化学スモッグ予報等の発令はなかった。

表4-3 光化学スモッグ予報等発令状況（年度別）（回）

	2021	2022	2023	2024
予報	0	0	2	0
注意報	0	0	1	0

※警報・重大警報の発令実績なし

第5章 水質汚濁

一宮市では、2002年に愛知県から水質汚濁防止法の権限の移譲を受け、規制を行う工場・事業場への定期的な立入調査、また、環境に対しては、公共用水域や地下水の水質測定を実施することで環境基準等を満たしているか確認している。

1 工場・事業場の件数及び指導状況

2025年3月31日時点の、市内にある水質汚濁防止法に基づく届出を行う必要がある工場・事業場の数は387件であり、前年度と比較して11件減少している。業種及び施設名ごとの工場・事業場数及び立入実績を表5-1に示す。

2024年度は事業場等への立入調査を183件実施し、そのうち排出水の水質検査を48事業場で行い、結果は45事業場が基準に適合し達成率は94%であった。基準値を超過した3事業場に対しては行政指導による改善措置を行わせた。

表 5-1 水質汚濁防止法関係の業種別工場・事業場数及び立入実績

業種及び施設名	事業場数（件）	前年度増減
合計	387	-11
自動車関連（自動式車両洗浄施設）	114	1
201人槽以上の浄化槽	100	-1
洗濯業（洗濯機）	46	-7
繊維工業（染色施設など）	34	-2
食料品製造業など（ちゅう房施設、野菜洗浄施設など）	23	-1
その他（金属機械製造業、旅館業など）	70	-1

立入を行ったのべ事業場数
183 件
水質検査実施事業場数
48 件
排水基準の超過事業場数
3 件

水質測定地点は図 5-1 に示す。

日光川では、環境基準点の北今橋とその補助点の板倉橋で月に1回水質測定を実施した。その結果、生活環境項目、健康項目のいずれも環境基準に適合した。北今橋及び板倉橋の生活環境項目の水質測定結果を表5-2に示す。

項目	単位		北今橋	板倉橋	環境基準値
pH	-	年間平均	7.1	7.0	6.0以上8.5以下
		適合率 (%)	100	100	
BOD	mg/L	75%水質値	3.0	2.1	8以下
		適合率 (%)	100	100	
SS	mg/L	年間平均	6	7	100以下
		適合率 (%)	100	100	
DO	mg/L	年間平均	7.0	6.9	2以上
		適合率 (%)	100	100	
全亜鉛	mg/L	年間平均	0.013	-	0.03以下
		適合率 (%)	100	-	
ノニルフェノール	mg/L	年間平均	<0.00006	-	0.002以下
		適合率 (%)	100	-	
LAS	mg/L	年間平均	0.011	-	0.05以下
		適合率 (%)	100	-	

- 北今橋及び板倉橋（環境基準点と同補助点）
- 市内主要河川水質測定地点
- 市内主要河川水質測定地点（表 5-3 抜粋地点）



图 5-1 水质测定地点

(2) 市内主要河川における水質測定結果

尾張西部地域の主要河川において、6月（かんがい期）及び12月（非かんがい期）に水質調査を実施した。

一宮市では、日光川、五条川、大江川等の市内にある主要12河川の23地点で生活環境項目などの水質測定を実施し、良好な結果が得られた。2024年度の市内主要河川の水質測定結果を表5-3に示す。

表 5-3 市内主要河川の水質測定結果（一部抜粋）

項目	単位	萩原橋（日光川）		五六橋（五条川）		上須橋（領内川）		森本大橋（大江川）		行人橋（青木川）		高木橋（光堂川）	
		6月	12月	6月	12月	6月	12月	6月	12月	6月	12月	6月	12月
pH	－	7.3	7.1	7.2	7.0	7.2	6.8	8.4	9.6	7.4	7.2	7.2	7.0
BOD	mg/L	1.5	6.8	1.4	1.7	2.2	2.5	1.8	3.8	1.5	5.2	1.7	1.8
COD	mg/L	4.6	6.2	4.6	5.0	5.5	6.0	3.8	6.9	3.9	6.3	5.7	3.2
SS	mg/L	8	5	19	2	15	14	9	9	7	8	18	7
DO	mg/L	8.0	5.6	9.5	7.4	6.9	2.0	15	25	9.8	6.5	8.1	6.7

(3) 地下水質測定

地下水の水質が環境基準に適合しているか確認するため、奥町字六丁山地内の井戸において地下水の水質測定を実施した。基準項目にある27項目を測定した結果、全て環境基準に適合した。2024年度の地下水質測定結果を表5-4に示す。

表 5-4 地下水質測定結果（一部抜粋）

単位はmg/L(未検出を除く)

項 目	基準値	測定結果	項 目	基準値	測定結果
カドミウム	0.003 以下	< 0.0005	セレン	0.01 以下	< 0.002
全シアン	検出されないこと	未検出	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.73
鉛	0.01 以下	< 0.005	ふっ素	0.8 以下	0.08
六価クロム	0.02 以下	< 0.01	ほう素	1 以下	< 0.02
砒素	0.01 以下	< 0.005	1,4-ジオキサン	0.05 以下	< 0.005
総水銀	0.0005 以下	< 0.0005	水素イオン濃度（pH）	－	7.7
PCB	検出されないこと	未検出	電気伝導率	－	23

第6章 土壌汚染

一宮市では、土壌汚染対策法や県条例に基づき、特定有害物質等による土壌汚染状況の把握や汚染された土地の適切な管理・除去などの指導を行っている。

1 届出の状況

土壌汚染対策法と県条例に基づき 2024 年度に行われた届出の状況は、それぞれ表 6-1 及び表 6-2 のとおりである。

表 6-1 法関係の届出状況(2025年3月31日現在)

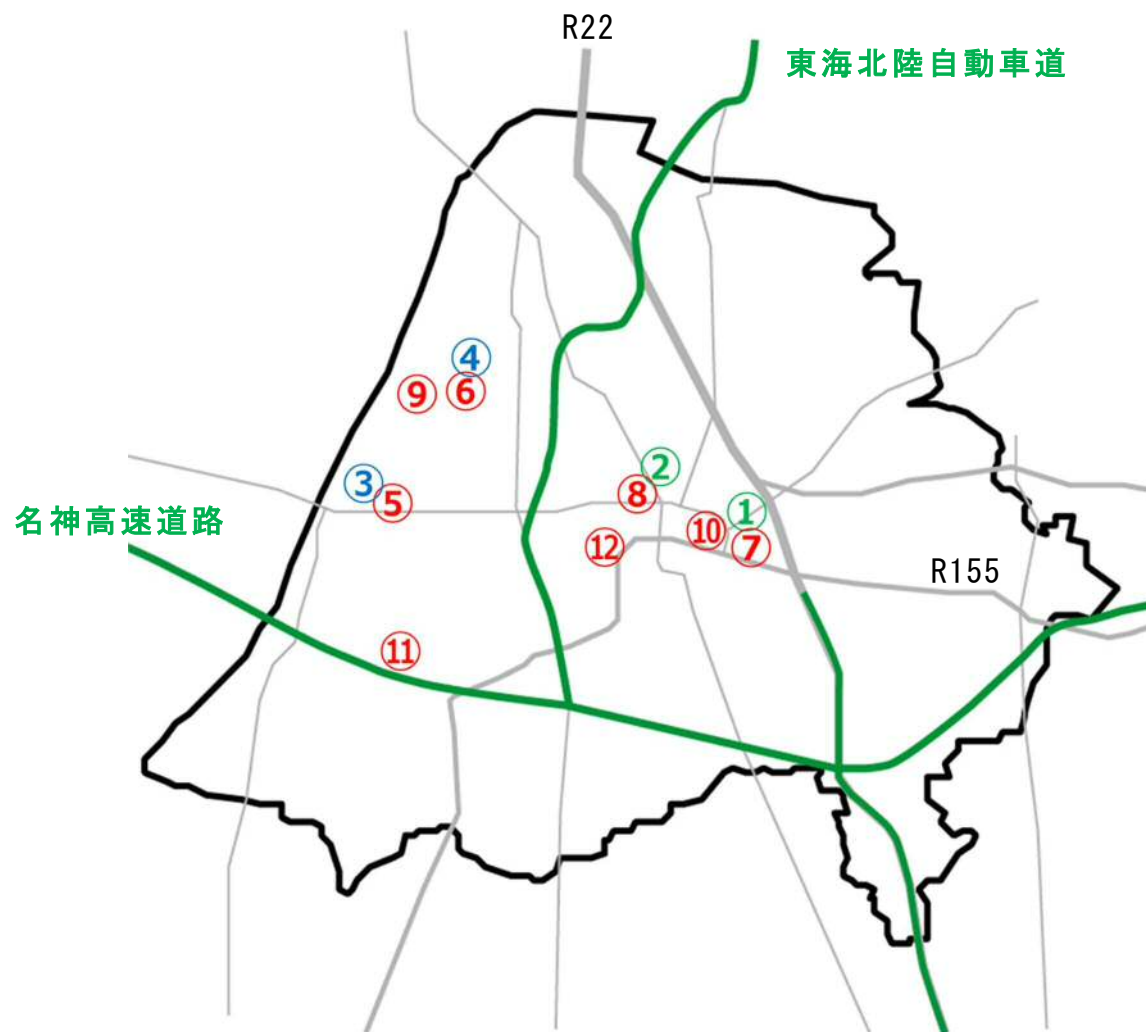
項 目	件数
法第3条第1項（有害物質使用廃止による土壌調査）	
特定有害物質使用の廃止	8
土壌汚染状況調査の結果報告	1
土壌汚染状況調査の調査実施中	0
法第3条第1項ただし書き（土壌調査猶予）	
土壌汚染状況調査の調査猶予	7
土壌汚染状況調査の調査猶予取消	2
土壌汚染状況調査の調査猶予の途中で	0
法第4条（一定規模(3,000㎡以上)の形質変更の報告）	
一定の規模以上の土地の形質の変更	25
土壌汚染状況調査の調査命令	0
土壌汚染状況調査の結果報告	0
法第5条（土壌調査の命令）	
土壌汚染状況調査の調査命令	0
法第6条（要措置区域(健康被害のおそれあり)の指定）	
要措置区域の指定	0
要措置区域の指定解除	0
法第11条（形質変更時要措置区域(健康被害のおそれなし)の指定）	
形質変更時要届出区域の指定	0
形質変更時要届出区域の指定解除	0

表 6-2 県条例関係の届出状況(2025年3月31日現在)

項 目	件数
県条例第39条（特定有害物質等使用廃止に伴う土壌調査）	
土壌汚染等調査の結果報告	2
県条例第39条の2（過去の特定有害物質等取扱状況の報告）	
過去の有害物質取扱事業所の設置状況調査結果	23
土壌汚染等調査の結果報告	0
県条例第40条（汚染拡散の応急措置に係る報告）	
汚染拡散防止の応急措置等	0
県条例第45条（自主調査の結果報告）	
土壌又は地下水の汚染の状況等報告	0

2 過去の土壌汚染の経過

特定有害物質による土壌汚染が確認された土地は、健康被害のおそれがある場合は要措置区域、無い場合は形質変更時要届出区域に指定されるが、2025年3月31日時点では汚染が除去され、区域指定されている土地は無い。



番号	所在地	解除日
指定地域		
①	貴船一丁目	2006. 4. 14
②	今伊勢町本神戸字高野池	2014. 6. 23
形質変更時要届出区域		
③	小信中島字南九反	2013. 7. 29
④	木曽川町玉ノ井字吉原西	2013. 7. 29
要措置区域		
⑤	小信中島字川東	2013. 6. 14
⑥	奥町字大切前	2012. 8. 14
⑦	羽衣二丁目	2022. 12. 21
⑧	今伊勢町本神戸字河原	2021. 1. 8
⑨	奥町字風田	2019. 9. 9
⑩	松降一丁目	2018. 11. 2
⑪	萩原町萩原字松山	2021. 5. 31
⑫	八幡四丁目	2023. 11. 28

図 6 過去の指定状況

第7章 騒音・振動

一宮市では、騒音規制法、振動規制法及び県条例に基づき、対象となる事業場や工事現場への立入、指導を実施している。また、自動車や新幹線に係る騒音についても、測定による監視を行っている。

1 規制対象の事業場及び工事

(1) 特定施設等

騒音規制法、振動規制法では、特に大きな騒音、振動が発生する産業機械等を特定施設と言うが、同法及び県条例では、特定施設等が設置されている工場や事業場から発生する騒音、振動が規制の対象となっている。

2024年度末では、特定施設を設置する工場・事業場は、騒音規制法は1,946件、振動規制法では1,896件となっている。双方とも織機による届出が多く占めるが、廃業等による廃止も多くなっている。

(2) 特定建設作業

建設作業のうち、重機等による著しい騒音・振動を発生する作業は特定建設作業として、騒音規制法、振動規制法及び県条例によって規制されている。特定建設作業は、騒音・振動規制の基準を守る必要があるほか、日曜日と祝日には作業自体が禁止されている。2024年度の特定建設作業の届出件数は2,191件であった。

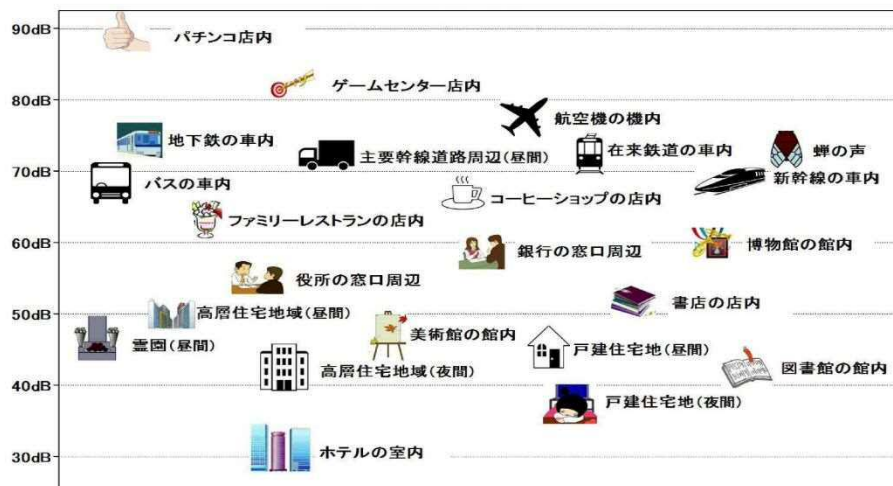


図 7-1 音の大きさの目安

2 騒音・振動の調査状況

(1) 環境基準(自動車騒音面的評価)

自動車騒音の状況把握のため、図 7-2 のように道路から一定の範囲にある住居等において、環境基準が守られている戸数とその割合を評価する方法を「面的評価」と言う。市内 8 路線での調査の結果、環境基準達成率は 97.61%であった。

(2) 要請限度(自動車騒音、道路交通振動)

自動車騒音や道路交通振動が一定の基準値(要請限度)を超え、周辺住民の生活環境が大きく損なわれた場合、市は公安委員会や道路管理者に必要な措置を講じるよう要請できる。

幹線道路沿いの 8 地点での自動車騒音、道路交通振動の調査結果は表 7-1 のとおりで、全地点で要請限度内であった。



表 7-1 自動車騒音・道路交通振動調査結果（要請限度）

道路名（調査地点）	要請限度		騒音 (dB)	要請限度		振動 (dB)	適否
	時間区分 (dB)			時間区分 (dB)			
国道22号線（高畑町2丁目）	昼	75	66	昼	70	48	適
	夜	70	63	夜	65	43	適
国道22号線（伝法寺8丁目）	昼	75	73	昼	70	46	適
	夜	70	70	夜	65	44	適
国道155号線（柚木風）	昼	75	63	昼	70	40	適
	夜	70	60	夜	65	35	適
県道大垣一宮線（東出町）	昼	75	67	昼	70	43	適
	夜	70	65	夜	65	42	適
県道一宮蟹江線（大和町氏永）	昼	75	65	昼	70	39	適
	夜	70	59	夜	65	35	適
県道萩原三条北方線（光明寺）	昼	75	60	昼	70	45	適
	夜	70	53	夜	65	42	適
県道江南木曾川線（浅井町大日比野）	昼	75	66	昼	70	34	適
	夜	70	61	夜	65	31	適
市道一宮春日井線（森本3丁目）	昼	75	67	昼	65	47	適
	夜	70	61	夜	60	40	適

図 7-2 自動車騒音面的評価

(3) 新幹線鉄道騒音

新幹線鉄道の沿線には、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」が定められている。環境基準の達成状況を調査するため、表 7-2 に示す測定場所 4 か所の、それぞれ 25m、50m の 2 地点で新幹線鉄道騒音を測定した。

調査結果は表 7-2、調査地点は図 7-2 のとおりである。調査の結果、25m 地点では 2 地点で環境基準を超えたが、50m 地点ではすべて環境基準以内であった。

表 7-2 新幹線鉄道騒音調査結果

	測定場所	環境基準	25m地点	50m地点
①	萩原町築込	70dB	72dB	70dB
②	萩原町戸苅	70dB	69dB	69dB
③	明地	70dB	71dB	66dB
④	祐久	70dB	70dB	69dB

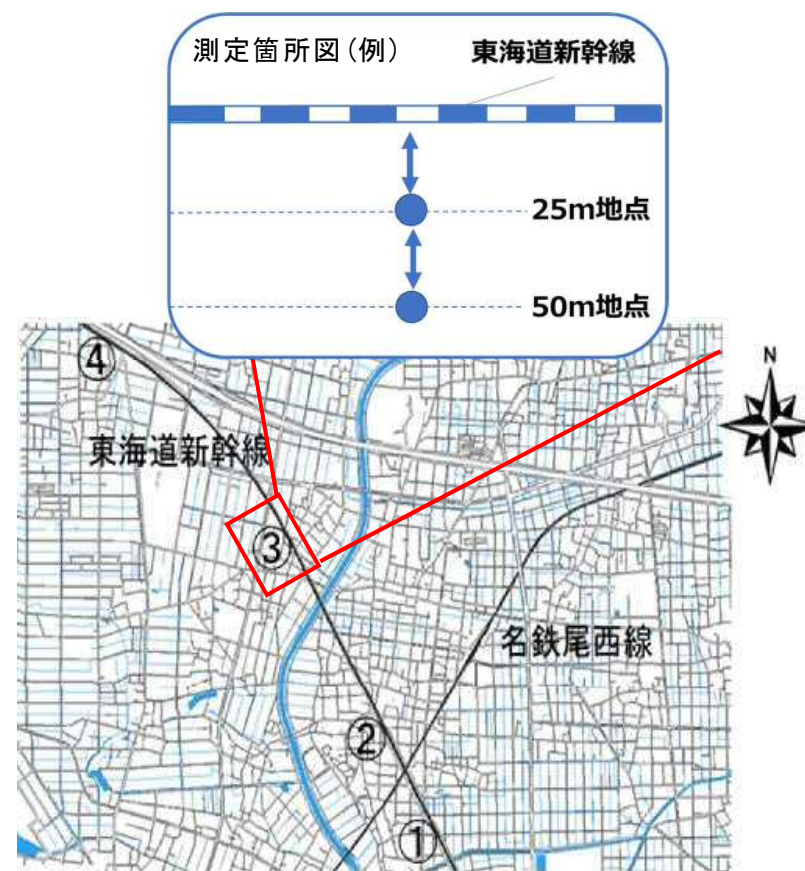
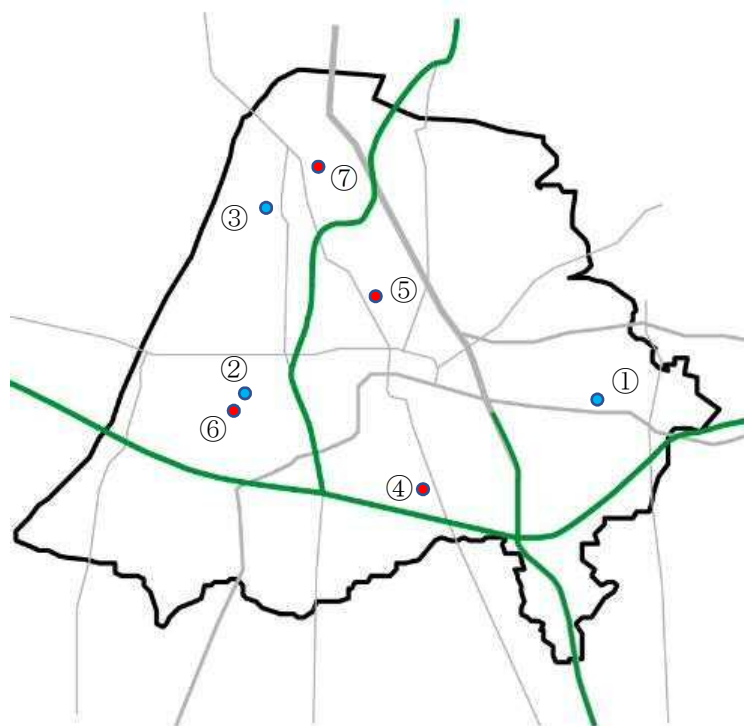


図 7-3 新幹線調査地点

第8章 地盤沈下

地盤沈下を予測するためには広域的に地下水位や現状の地盤沈下量を把握する必要があることから、県内の地盤沈下に関しては名古屋市、岡崎市、豊橋市を除き愛知県が規制及び管理を行っている。一宮市には、愛知県所有の地盤沈下観測所として、一宮地盤沈下観測所（千秋町浮野字西望戸地内）、尾西地盤沈下観測所（三条字芦山地内）、木曽川地盤沈下観測所（木曽川町里小牧地内）が設置されている。



①	一宮地盤沈下観測所	千秋町浮野字西望戸地内
②	尾西地盤沈下観測所	三条字芦山地内
③	木曽川地盤沈下観測所	木曽川町里小牧地内
④	180-1（水準点番号）	牛野通三丁目地内
⑤	181-1（水準点番号）	今伊勢町新神戸字新開地内
⑥	1036（水準点番号）	三条字古川地内
⑦	182-1（水準点番号）	木曽川町黒田字西針口北切地内

図 8-1 各代表測定点位置図

地盤沈下予測のため、三つの観測所及び市内の水源計 17 地点で地下水位を測定している。代表地点として、各観測所での地下水位の測定結果を表 8-1 に示す。年間を通じて、大きな変動は見られなかった。

表 8 地下水位状況(各観測所)

観測点名	ストレーナー 位 置(m)	地下水位(静水位) [単位:m]													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	変動幅
一宮 地盤沈下 観測所	176 ～ 196	4.97	5.04	5.07	4.83	4.97	—	—	—	5.14	5.23	5.46	5.53	5.14	0.70
	76 ～ 96	4.92	4.99	5.06	4.84	4.96	—	—	—	5.10	5.19	5.41	5.47	5.10	0.63
	28 ～ 38	2.75	2.68	2.67	2.37	2.66	—	—	—	3.20	3.30	3.43	3.45	2.95	1.08
尾西 地盤沈下 観測所	184 ～ 194	3.41	3.46	3.58	3.30	3.49	3.37	3.35	3.39	3.50	3.53	3.72	3.75	3.49	0.45
	135 ～ 155	4.01	4.19	4.52	3.72	4.03	3.87	3.99	4.04	3.94	4.18	4.17	4.23	4.07	0.80
	28 ～ 38	4.11	4.08	4.03	3.69	4.28	3.89	4.20	4.31	4.50	4.61	4.72	4.67	4.26	1.03
木曽川 地盤沈下 観測所	125 ～ 147	3.87	4.04	4.50	3.65	4.14	3.97	3.78	3.97	3.97	4.14	4.16	4.10	4.02	0.85
	78 ～ 88	3.90	4.05	4.44	3.69	4.16	4.02	3.80	3.98	4.00	4.15	4.16	4.09	4.04	0.75

※「—」は機器故障により欠測

また、愛知県、国土地理院及び国土交通省中部地方整備局が管理している計 45 地点で地盤沈下状況の調査が行われている。
代表地点として、1960 年代から累積データがあり、国土地理院が管理している 4 地点での地盤沈下状況を図 8-2 に示す。
かつては、地盤沈下により、多くの地域で建造物、治水施設、港湾施設、農地及び農業用施設に被害が生じていたが、一宮市を含め県内の地盤沈下は、地下水揚水量の減少に伴い、おおむね沈静化の傾向にある。

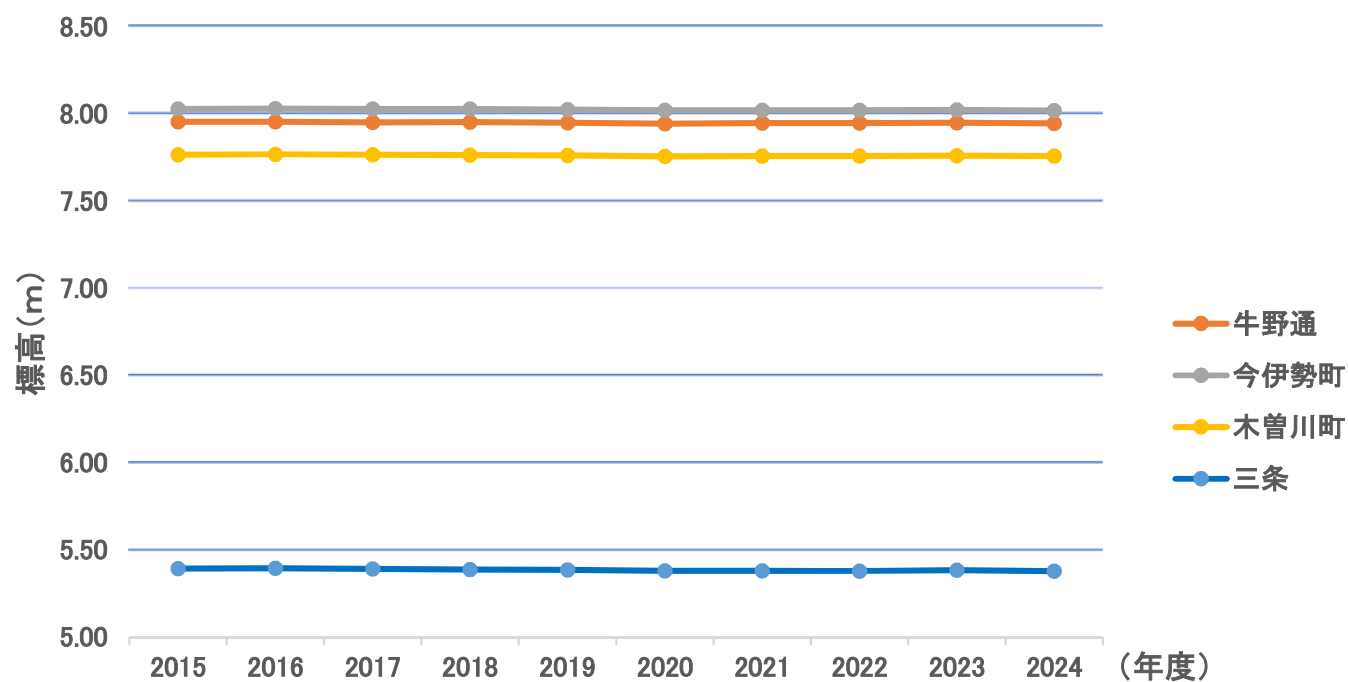


図 8-2 地盤沈下状況(市内代表地点の推移)

第9章 悪臭

悪臭防止法では、生活環境を保全し、人の健康の保護に資することを目的として、工場や事業場の事業活動に伴って発生する悪臭についての規制が定められており、全ての業種に係る工場や事業場が規制対象となっている。

悪臭の規制方法として、特定の悪臭物質の濃度を規制する方法（物質濃度規制）と、人の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化する方法（臭気指数規制）があるが、最近では、悪臭に対する被害感覚と一致しやすい臭気指数規制を採用している自治体が多く、一宮市も臭気指数規制を用いており、悪臭関係工場等への定期的な立入調査や臭気測定を実施している。

1 悪臭関係工場等届出状況

県条例では、指定された悪臭関係工場等に対し、前年度の操業実績を届出するよう義務付けており、2024年度は16件の届出を受理した。届出状況は表9-1のとおりである。

表 9-1 悪臭関係工場等届出状況(2024年度末時点)

悪臭関係工場等	件数	前年度比較増減
合計	16	-1
豚房施設（豚房の総面積が50㎡未満を除く。）	1	-1
牛房施設（牛房の総面積が200㎡未満を除く。）	1	0
鶏を3,000羽以上飼育するもの	2	0
飼料又は有機質肥料の製造業（乾燥施設を有するものに限る。）	4	0
ゴム製品製造業（加硫施設を有するものに限る。）	1	0
し尿処理場	1	0
ごみ処理場	4	0
終末処理場	2	0

2 立入検査等実施状況

2024年度では、15事業場に対し立入検査を実施した。また、そのうちの1事業場で臭気測定を行い、測定結果は基準に対し適合していた。

過去の臭気測定結果を表9-2に示す。また、臭気指数の規制基準は表9-3のとおりである。

表 9-2 臭気測定結果(年度別)

	2021	2022	2023	2024
規制地域	第3種地域	第2種地域	第3種地域	第3種地域
1号規制基準 (臭気指数)	18	15	18	18
測定結果 (敷地境界)	10未満	10未満	16	10未満
結果	適合	適合	適合	適合

表 9-3 規制基準(臭気指数)

	第1種地域	第2種地域	第3種地域
	〔住居地域〕 〔商業地域〕	〔準工業地域〕	〔工業、工業専用地域〕 〔市街化調整区域〕
1号規制基準 (敷地境界)	12	15	18
2号規制基準 (気体排出口)	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出		
3号規制基準 (排水水)	28	31	34

第 10 章 ダイオキシン類

一宮市では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定施設設置者による届出の受理や、一宮市による環境測定等を行っている。また、特定施設設置者による特定施設からの排出ガス等の測定結果及び一宮市が実施した環境測定結果を毎年 6 月末にウェブサイトにて公表している（ページ ID:1000395）。

1 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定事業場・報告状況

2021 年度に愛知県から権限移譲されてからの特定事業場件数は表 10-1 のとおり。対象施設は焼却施設及び施設からの排水によるものであるが、焼却施設の使用廃止に伴い、現在は一宮市環境センターのみ。

表 10-1 各年度末における特定事業場件数

(件)

	2021	2022	2023	2024
大気基準適用施設の設置事業場	7	3	3	1
水質基準適用施設の設置事業場	4	2	2	1

また、報告対象施設設置者による排出ガス、排出水及びばいじん・燃え殻中のダイオキシン類測定結果は、2021 年度から継続して、すべての施設で排出基準等に適合した。

2 ダイオキシン類の環境測定結果

大気、水質（底質を含む）及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況について、環境測定を行ったところ、すべて環境基準に適合した。年度別の結果は表 10-2 のとおりである。

表 10-2 環境測定結果（年度別）

	環境基準値	2021	2022	2023	2024
大気 (pg-TEQ/m ³) ※	0.6 以下	0.013	0.012	0.010	0.019
公共用水域（水質） (pg-TEQ/L) ※	1 以下	0.72	0.74	0.69	0.64
公共用水域（底質） (pg-TEQ/g)	150 以下	1.1	0.94	1.1	0.89
地下水（水質） (pg-TEQ/L)	1 以下	0.026	0.014	0.025	0.026
土壌 (pg-TEQ/g)	1,000 以下	0.021	0.033	0.020	0.016

※ 大気及び公共用水域（水質）は年平均値

表中の pg は、1 兆分の 1g を示す

第 11 章 公害防止管理者等

公害防止組織整備制度は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下、「公害防止組織整備法」という。）に基づき、主な公害発生源である工場に公害防止組織等の設置を義務付け、事業者の公害防止の整備を図っている。一宮市では対象事業（製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業）に属し、かつ対象施設（大気、水質、騒音、振動、特定粉じん、一般粉じん、ダイオキシン類）を設置している工場（以下、「特定工場」という。）に対し、公害防止管理者等の選任及び届出を義務付けている。

1 組織

公害防止組織整備法

公 害 防 止 統 括 者	・・・ 従業員数21人以上の特定工場で選任の義務がある。工場の公害防止に関する業務を統括・管理。 （工場長を想定、資格は不要）
公害防止主任管理者	・・・ 公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮。 （部長・課長を想定、資格が必要）
公 害 防 止 管 理 者	・・・ 公害発生施設の点検、原材料等の検査等を実施。 （施設の直接の責任者を想定、資格が必要）
上 記 の 代 理 者	・・・ 上記の者がその職務を行うことができない場合に代わりにその職務を行う者。

県条例

公 害 防 止 担 当 者	・・・ 公害発生施設又は公害防止施設の点検、原材料等の検査等を実施。 （施設の直接の責任者を想定、資格が必要）
---------------	--

2 届出の状況

公害防止管理者等及び公害防止担当者の届出状況は表 11-1 及び表 11-2 のとおりである。

表 11-1 公害防止管理者等の選任人数(2024 年度末時点)

区分	公害防止統括者	公害防止主任管理者	公害防止管理者
選任人数	22	0	23

表 11-2 公害防止担当者届出状況(2024 年度末時点)

	大気関係	水質関係
選任されている工場数	3	5

第 12 章 化学物質管理

化学物質の排出量や化学物質による環境リスクを減らすための制度の一つとして、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下、「化管法」という。）」に基づき、PRTR 制度（化学物質排出移動量届出制度）が設けられている。市では県条例に基づき、化学物質の製造量と使用量の合計（取扱量）についての届出、化学物質を適正に管理するために講ずる措置を記載した書類（特定化学物質等管理書）の作成・提出及び事故時の措置を義務付けている。

1 届出の状況

現在一宮市に存在する化管法の対象となる事業所の数は 53、県条例の対象となる事業所の数は 50 であり、そのうち、ガソリンスタンド等の燃料小売業の事業所数が 32 と最も多くなっている。

2 排出量の状況

一宮市に届出された化学物質の排出量を集計したところ、2023 年度の総排出量は約 119,883kg であった。

年度別の排出量では、2021 年度から 2022 年度にかけて 20,000kg ほど減少しているが、COVID-21 の影響により、製造量が減少したためと考えられる。過去 4 年間の化学物質の総排出量の推移は図 12-1 のとおりである。

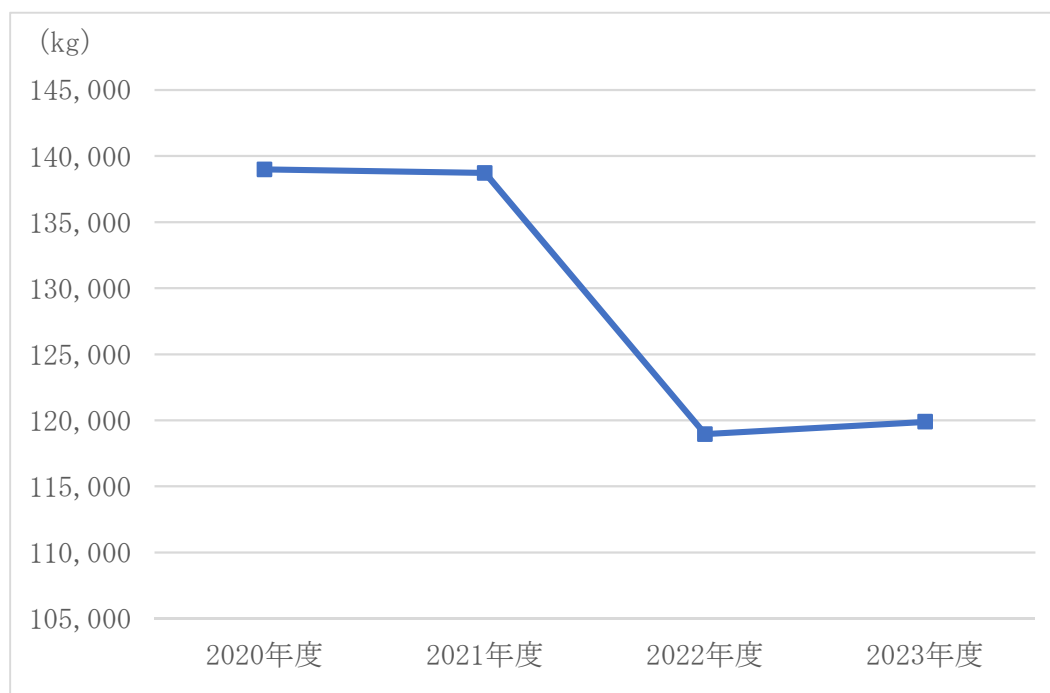


図 12-1 過去 4 年間の排出量の推移

2023 年度の市内排出量の上位 3 業種は図 12-2 のとおりである。

2023 年度の市内排出量の上位 3 物質は図 12-3 のとおりである。

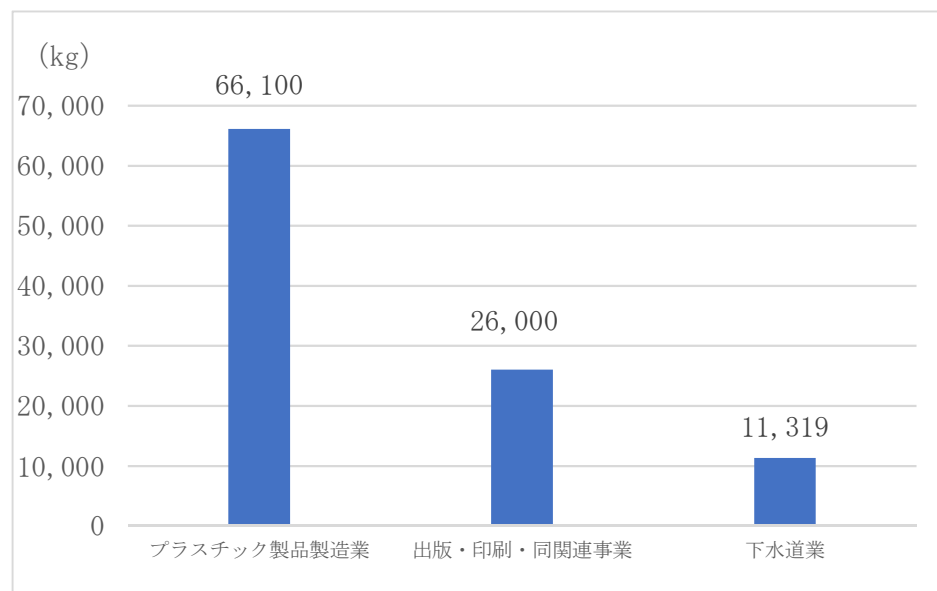


図 12-2 上位 3 業種の排出量

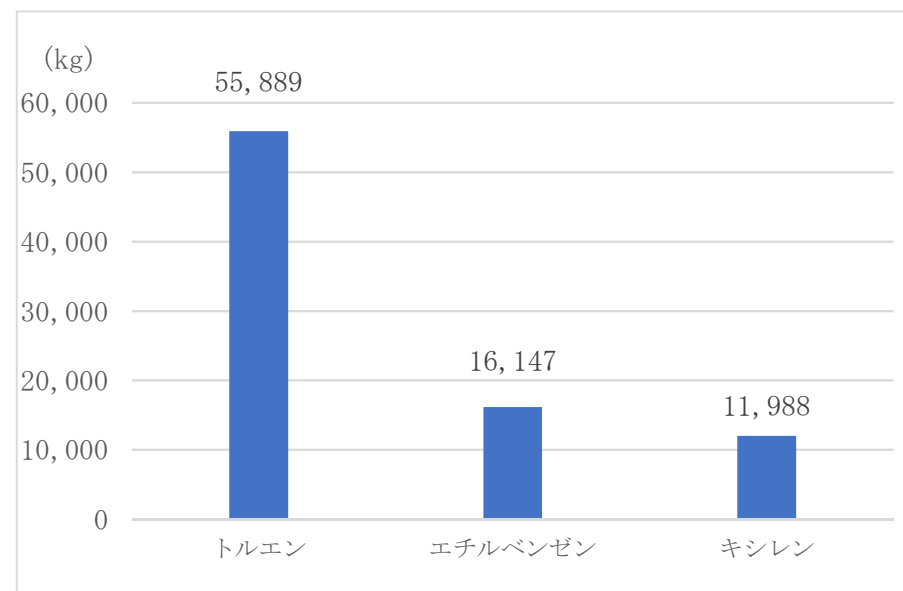


図 12-3 上位 3 物質の排出量

3 一宮市と他自治体との比較

一宮市と、岡崎市、豊田市、豊橋市、岐阜市の2023年度の総排出量を比較したところ、一宮市が最も少ない結果となった。

各自治体の総排出量は図12-4のとおりである。

また、一宮市と、岡崎市、豊田市、豊橋市、岐阜市、愛知県、全国の排出量上位3業種及び3物質を比較した結果は表12-1及び表12-2のとおりである。

排出量が最も多いトルエンは、合成材料や溶剤などに使用され、プラスチック製品製造業、輸送用機械器具製造業及び出版・印刷・同関連事業から多く排出される。

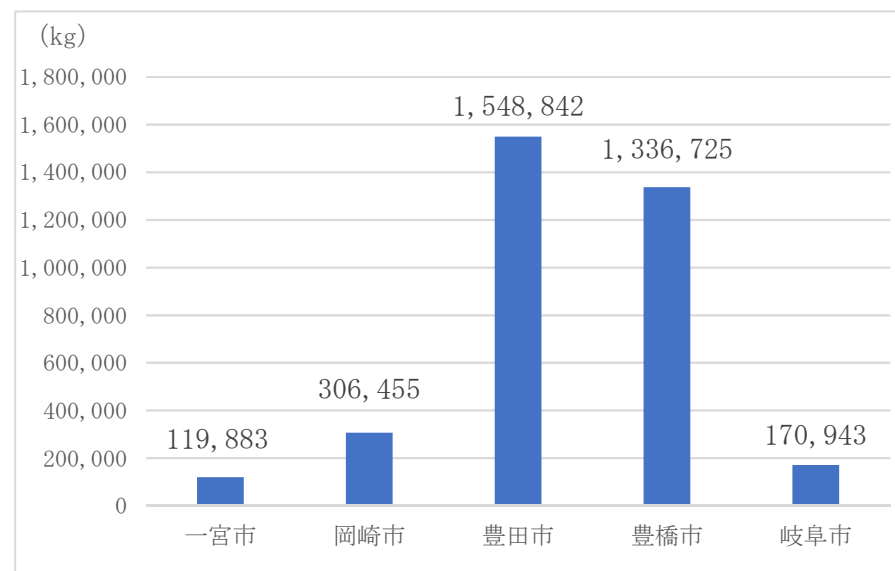


図12-4 各自治体の総排出量

表12-1 排出量上位3業種

	1	2	3
一宮市	プラスチック製品製造業	出版・印刷・同関連事業	下水道業
岡崎市	輸送用機械器具製品製造業	金属製品製造業	一般機械器具製造業
豊田市	輸送用機械器具製品製造業	プラスチック製品製造業	金属製品製造業
豊橋市	プラスチック製品製造業	船舶製造・修理業・船用機械製造業	出版・印刷・同関連事業
岐阜市	輸送用機械器具製品製造業	家具・装備品製造業	燃料小売業
愛知県	輸送用機械器具製品製造業	プラスチック製品製造業	金属製品製造業
全国	化学工業	輸送用機械器具製品製造業	プラスチック製品製造業

表12-2 排出量上位3物質

	1	2	3
一宮市	トルエン	エチルベンゼン	キシレン
岡崎市	トルエン	エチルベンゼン	キシレン
豊田市	トルエン	トリメチルベンゼン	エチルベンゼン
豊橋市	トルエン	キシレン	エチルベンゼン
岐阜市	トルエン	キシレン	トリメチルベンゼン
愛知県	トルエン	キシレン	エチルベンゼン
全国	トルエン	キシレン	エチルベンゼン

第13章 専用水道、貯水槽水道及び飲用井戸

一宮市の水道事業が供給している水道とは別に、水道法等で規定している次の水道及び井戸については、環境保全課が衛生指導等を行っている。

表13 種別ごとの管理方法等及び2024年度末時点の設置数

種別	定義	管理方法等	水源	設置数(件)
専用水道	101人以上に生活用水を供給 又は 一日最大給水量が20m ³ を超える	・水道法に基づく申請、水道事業と同等の衛生管理が必要	自己水	11
貯水槽水道	受水槽や高置水槽などに貯めて給水		水道水	1,320
簡易専用水道	受水槽容量が10m ³ を超える貯水槽水道	・定期的な受水槽の清掃・点検、水質検査 ・設置、変更、廃止時には要届出	水道水	362
小規模貯水槽水道	簡易専用水道以外の貯水槽水道	・簡易専用水道と同等の管理に努める ・設置等について届出義務無し	水道水	958
飲用井戸	井戸水により飲料水を供給	・年一回以上の水質検査が望ましい ・維持管理は設置者の責任で行う	井戸水	425

専用水道設置施設には、衛生管理状況の確認のため、年に一度、すべての施設に立入調査をしている。

貯水槽水道及び飲用井戸施設には、使用者等から異常の相談があった時に、現地状況を確認し、衛生指導を実施している。過去には、簡易専用水道は2015年、2016年、2023年に各1件、小規模貯水槽水道は2019年、2020年、2024年に各1件、飲用井戸は2024年に1件、設置者又は使用者からの水質異常相談を受け、管理方法等の指導を実施した。